

## スマートフォン決済アプリで市税等の納付ができるようになりました

令和3年4月1日から、スマートフォン決済アプリを利用して、市税等の納付ができるようになりました。アプリをダウンロードし、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、外出せずに、自宅で簡単に納付ができます。

◎納付できる市税等 ※税金・保険料は普通徴収に限る

- 市・県民税                      ●固定資産税                      ●軽自動車税(種別割)                      ●国民健康保険税
- 介護保険料                      ●後期高齢者医療保険料                      ●保育所保育料                      ●幼稚園給食費
- 放課後児童クラブ保護者負担金                      ●市営住宅使用料                      ●上下水道料金
- 公共下水道事業受益者負担金                      ●農業集落排水事業受益者分担金

◎利用できるスマートフォン決済アプリ

▼アプリのダウンロードは下記のQRコードをご利用ください。



※PayBは、引き落とし先の口座登録が必要です。  
PayPay、LINE Payは、各電子マネーへのチャージが必要です。

◎利用方法

- ①上記のアプリをダウンロードし、利用登録をしてください。
  - ②納付書に印字されているバーコードを読み取ってください。
  - ③支払い内容、金額を確認し、決済を行ってください。
  - ④支払い完了画面が表示されれば、手続きは完了となります。
- ※詳しくは、各アプリのホームページをご覧ください。

◎注意事項

- ・金額を訂正した納付書、納期限(納付指定期限)を過ぎた納付書、バーコード印字のない納付書、破損や汚損などでバーコード情報が読み取れない納付書、金額が30万円を超える納付書は利用できません。
- ・上下水道料金、公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金で金額が49,999円を超えるものは、LINE Payでは納付できません。
- ・納付書ごとに納付手続きが必要です。
- ・アプリの利用は無料ですが、データ通信料は自己負担となります。
- ・領収証書は発行されませんので、各アプリの取引履歴等でご確認ください。
- ・軽自動車税(種別割)の車検用納税証明書は郵送されません。市役所または各支所で申請してください。
- ・納税証明書の発行に必要な納付確認には、納付後、2週間程度かかります。
- ・納付後すぐに納税証明書が必要な方は、市役所または各支所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付し、領収証書をお持ちのうえ申請してください。
- ・アプリで納付済みの納付書について、二重納付しないようご注意ください。

**問** 本庁 税務徴収課徴収推進G ☎52-1111 内線237・238  
 本庁 こども課こどもG 内線138・140  
 本庁 都市計画課住宅・営繕G 内線255  
 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427